令和元年度第5回自転車等駐車対策協議会(書面開催)の 主なご意見と計画への反映について

項目	意見の要旨	計画への反映
将来イメージの	第2章の現状を踏まえた第3章自	第4章にイメージパース(2点)を掲
パースについて	転車の位置付け、そこからの第4章	載し、前述の流れを踏まえたまちのイメ
	の改定の視点の整理があってはじめ	ージであることを注記する。
	て具体の将来イメージとなるため、	第1章-1計画の目的部分について
	その旨の文章を追記した上で、第4	は、第4章に掲載する2点のうちの1点
	章のみに掲載すべきである。	を、あくまでもイメージのしつらえとし
		て掲載をする。
第1章-1計画	改定により計画がどう良くなるの	第4回協議会での自転車施策のビジョ
の目的	か、膨らみがあるのか、簡潔に分か	ン等に関するご意見も併せて踏まえ、計
	りやすく、読み進めたくなるような	画の目的部分等に街のイメージイラスト
	内容にならないか。	を挿入し、前向きで明るいイメージを表
		していく。
第5章-基本施	新規事業ではなく、継続事業では	吉祥寺駅中心部等エリアを限定した自
策 I - 1 - エ自	ないか。	転車通行ルールの検討については、前計
転車通行ルール		画では明記されていない。
の検討		令和2年4月策定の吉祥寺グランドデ
		ザイン2020では「セントラルエリアのま
		ちづくり」-「徹底した歩行者優先の都
		市空間の実現」の中で「自転車の乗り入
		れ制限等、歩行者と自転車の棲み分けを
		推進します」としている。
		これとの整合を図り、自転車等駐車対
		策協議会での議論も踏まえて本計画にお
		いて明記した。
第5章-基本施		計画記載のとおり、健康増進を推進する
策 I − 1 − 才近	イクリングロードを実現したい。	ための自転車の活用方法について、関係
隣自治体等との		部署と連携して検討を行っていく。
連携、同4-(2)		
健康増進におけ		
る活用		
電動アシスト付	電動自転車や3人乗り自転車につ	基本施策 I - 2 - (1) - イ子ども、子育
き自転車につい	いての課題等の記載はあるか。	て世代への交通安全教育の項目で、講習
て		会の積極的実施やヘルメット着用促進を
		記載している。
		基本施策Ⅱ-3-(2)フリーゾーンの拡
		充の項目で、子ども乗せの電動アシスト
		付き自転車用の駐車スペースについて、

		需要を把握しながら台数調整等を行い、
		柔軟に対応を行うことを記載している。
第5章-基本施	自転車安全利用五則で「子どもは	今後の取組みとして、「利用者のヘルメ
策 I − 2 − (2) 自	 ヘルメットを着用」としているが、	ット着用」の浸透を図ることを追加す
	東京都自転車の安全で適正な利用の	
用に関する啓発	促進に関する条例では、子どもや高	
	齢者だけでなく、自転車利用者はへ	
	ルメット等の安全器具を利用するよ	
	う努めることとしており、警視庁も	
	大人のヘルメット着用を推奨してい	
	るため、子どもだけではなく「自転	
	車利用者はヘルメット着用」とすべ	
	きである。	
事故多発交差点		第5章-基本施策 I - 2 - (2)自転車等
について	にも分かりやすく浸透させる、ひら	
	なが、カタカナ、ピクトグラムを使	
	った「あぶないよカンバン」の設置	全意識の向上策を警察署と連携して研究
	を提案する。	していくとしている。
	で ルボッジ。	第5章-基本施策 I - 3 - (1) 自転車走
		行空間ネットワーク路線の項目で、自転
		車関与事故の多い交差点等において、警
		察署等と連携し、補助看板の設置等によ
		り走行者への意識付けを行うこととして
		りた行名、の意識的のを行うこととしている。
		* * * * * * * * * * * * * * * * * * *
		具体的な対策として参考とする。
第5章-基本施	一時利用の優位性と定期利用を一	日常的な長時間利用者への必要性及び
第 II - 1 自転車		駅から距離のある利用率の低い駐輪場へ
	定程度残す必要性の根拠について、	
駐車場の利用体		の定期利用設定による全体の利用平準化のため、実期利用は、実知度はよこした。
系の再編	乏しく、納得が得られないように感	のため、定期利用は一定程度残すことを
	じる。	考えている。
		第6章計画の点検と評価のとおり、利用は変見声し後の実施なる時間に
		用体系見直し後の実態等を踏まえ、一時
		利用と定期利用の適正なバランスについ
		て検証をしていく。
		計画の記述においては、計画(案)に
		おける記載レベルとする。
三鷹駅中町第1	市長期計画を基に施策すべきであ	第5章-基本施策Ⅱ-2-(1)-イ三鷹
・第2駐輪場の	り、また、民間マンションに公共地	駅北口周辺の項目、同(3)計画的なリニュ
立体化について	下駐輪場が設置される工事も始ま	ーアル・建替えの検討の項目で、既存公
	り、無駄な設備行為は避けるべきで	共駐輪場の立体化等による有効活用を記

	ある。吉祥寺地区、武蔵境地区にお	述している。
	いても同様である。	ご意見は、上記検討を進めるにあたり
		参考とする。
第5章-基本施	今後の6年間で民間施設に働きか	計画記載のとおり、民間設置の駐輪場情
策Ⅱ - 3 - (1) -	け全体の駐輪場の満空情報を提供し	報との連携を進める。
イ満空情報WE	たい。	
B版の周知及び		
活用の推進		
第5章-基本施	自宅からバス停まで自転車でアク	令和2年4月策定の武蔵野市地域公共
策Ⅱ-4-(4)-	セスできるのはメリットであるが、	交通形成計画に定める施策であり、地域
才自転車交通等	こうした行動形態の人は僅かであ	公共交通との連携は本計画改定における
とバス交通の連	る。少ないと思われる需要に土地の	視点及び基本理念となっているため、整
携	確保等のコストは見合わないと考え	合を図る点からも現行の記述のとおりと
	るため、項目を削除したほうがよ	する。
	い。	駐輪場確保にあたっては民間企業や公
		共施設、バス事業者の営業所等との連携
		を検討することとしている。
第6章計画の点	計画の推進や見直しを図るにあた	自転車等に関する法令等の改正、実態
検と視点	り、近隣区市や東京都の自転車政策	調査等に加え、「近隣自治体及び東京都
	の動向を踏まえる観点が市域が広く	の政策の動向」を踏まえて点検及び評価
	ない武蔵野市にとっては必要であ	を行う内容に修正する。
	る。	